下野市立南河内第二中学校ＰＴＡ会則

第１章　　名称と事務所

第１条　本会は下野市立南河内第二中学校ＰＴＡと称し、事務所を同校内におく。

第２章　　目的及び活動

第２条　本会は、教育基本法の精神に基づき、保護者と教職員が協力して生徒の健全な成長発達を支援するとともに、会員相互の教養を高め、家庭、学校、地域社会の教育力の向上に努める。

第３条　本会は、前条の目的を達成するために、会員の総意によって自主的かつ民主的な活動をする。

第３章　　方　針

第４条　本会は、次の方針のもとに活動する。

１　生徒、青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

２　本会や役員の名で、特定の政党や宗教を支持しない。

第４章　　会　員

第５条　本会の会員は、在籍する生徒の保護者及び在勤する教職員で構成する。

第６条　会員は平等の権利と義務を持つ。

第７条　本会の会員は、１世帯月額250円の会費を納める。

第５章　　経　理

第８条　本会の運営及び活動に必要な経費は、会費をもってあてることを原則とする。

第９条　本会の事業は、総会で承認された予算に基づいて行われる。

第10条　本会の決算は監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第11条　本会の会計年度は毎年４月１日から、翌年３月31日までとする。

第６章　　本部役員

第12条　１　本部役員は、教職員立ち会いのもと、抽選会で各学年ごとに3名選出される。その中から互選により、会長1名、副会長2名、書記3名、会計2名を決定する。T本部役員は、書記1名、会計1名とする。ただし立候補はこの限りではない（多数の場合は本部役員会で決定する）。

２　役員選出方法については別に定める内規による。

第13条　本会の本部役員は、以下の職務を行う。

1　会長は本会を代表し、総会、運営委員会及び本部役員会を招集し、総会及び運営委員会の決定に基づいて会務を処理する。

2　副会長は会長を補佐し、会長が事故の時は、その職務を代行する。

3　書記は総会及び運営委員会の議事と本会の活動を記録・保管し、会に知らせる。

4　会計は、ＰＴＡ会費を出納・管理し、会計報告をする。

第14条　本部役員の任期は１年とし、再任を認める。

第７章　　会計監査

第15条　会計監査は、前年度運営委員の中から２名選出される。

第16条　会計監査は必要に応じて随時会計の監査をし、総会に報告する。

第17条　会計監査の任期は１年とし、再任を認めない。

第８章　　機　関

第18条　本会に総会、運営委員会、本部役員会、各部会及び必要に応じて特別委員会をおく。

総　　会

第19条　総会は本会の最高議決機関であり、全会員で構成する。

第20条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

1　定期総会は、年度始めに開く。

2　臨時総会は、会長または運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の１以上の要求があったときに開く。

3　会長または運営委員会が必要と認めたとき、書面による臨時総会を開催することができる。この場合議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。

第21条　総会の成立条件、議決条件は以下とする。

1　会員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。

2　議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決による。

第22条　総会は以下のことを行う。

1　活動報告・決算の審議と承認。

2　活動計画・予算の審議と承認。

3　本部役員・会計監査の承認。

4　会則の改正の審議と承認。

5　その他の必要事項の審議。

第23条　総会の議長は、会員の中から選出され承認を得て、議事進行を行う。

運営委員会

第24条　運営委員会は、本会の最高執行機関であり、総会に次ぐ議決機関である。

第25条　運営委員会は、本部役員、各部会長（学年部長、生活環境部の正副部長、特別委員会の正副委員長）ならびに校長、教頭及び関係教職員で構成する。

第26条　運営委員会成立の条件、議決条件は以下とする。

1　運営委員会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。

2　その議事は出席者の保有する議決票の過半数で決し、可否同数の場合は否決とする。

第27条　運営委員会は、以下のことを行う。

1　本部役員会及び各部会から提出された事項を審議検討する 。

2　総会に提出する議案を審議する。

3　その他、会員から委任された事項を審議処理する。

4　本部役員及び会計監査に欠員を生じた場合には、これを審議し補充する。

5　補正予算の審議をする。

6　特別委員会の設置について審議をする。

本部役員会

第28条　本部役員会は本部役員ならびに校長、教頭及び関係教職員で構成し、以下のことを行う。

1　予算案を作成する。

2　運営委員会の議案を準備する。

3　各部会、委員会に属さない案件の処理をする。

4　各部会間の連絡調整をする。

5　対外的な会議及び研修等への参加をする。

6　次年度役員候補者の選出。

各 部 会

第29条　第18条に基づいて次の部会をおき、運営委員会と連携しながら、活動を行う。

1　学年部会

（1）　学年部会は、各学級及び学年の保護者と関係教職員で構成する。

（2）　各学年より３名ずつ選出され、学年部長１名、副部長２名を互選する。

（3）　必要に応じて学年・学年に関わる事項及び運営委員会で検討を委託された事項について話し合う。

2　生活環境部会

（1）　生活環境部会は、各学年より３名ずつ選出された部員と関係教

職員で構成する。各学年より１名ずつ代表選出され、部長１名、副部長２名を互選する。

（２） 生徒及び地域の安全・生活環境に関する活動を企画し実施する。

３　役員選出方法については別に定める内規による。

特別委員会

第30条　運営委員会が必要と認めた時、特別委員会を設け、委員の中から正副委員を互選する。委員長は、運営委員会で経過を報告する。

第９章　　附　則

第31条　本会則は、平成６年６月より実施する。

1. 平成７年５月６日第５条及び第15条の一部改正
2. 平成９年５月９日全面改正
3. 平成12年５月１日第７章第15条改正
4. 平成16年５月７日第８章第25条及び第29条改正
5. 平成18年５月２日書き換え
 平成18年１月　三町合併により『南河内町立第二中学校』から『下野市立南河内第二中学校』に名称変更になったのに伴い該当部分の記載変更
6. 平成19年５月２日　　第６章第12条の一部改正
 第８章第28条の一部改正
7. 平成23年５月２日　　第６章第29条の一部改正
8. 平成27年10月14日第６章第12条の一部改正
 第８章第29条の一部改正
9. 平成30年10月17日　　第８章第25条・第29条の改正
 平成30年度をもって企画運営部が活動を終了することに伴い、該当部分の記載変更
10. 平成31年４月26日書き換え
 現状に即し、「役員」を「本部役員」に訂正し、該当部分の記載変更
 第７章第15条の一部改正
11. 令和２年10月28日第8章第25条・第29条の改正
 令和２年度をもって広報部が活動を終了することに伴い、該当部分の記載変更
12. 令和４年7月17日 第6章第12条の改正
 第8章第25条、第26条、第29条の改正

南河内第二中学校 内規

慶弔規定

第１条　本会員が表彰、叙位、殊勲等の社会的表彰を受けたときは、本部役員会の協議に基づき祝意を表する。

第2条、会員、生徒及び職員の配偶者の死去には１万円の弔慰金と供花1基を贈る。

第３条　職員の親（本人・配偶者も含める）の死去には５千円の弔慰金を贈る。

第４条　災害、疾病見舞い、その他特別の場合は本部役員会又は運営委員会で協議決定する。

第５条　一切の返礼を受けない。

平成11年５月１日慶弔規定第２条の「慶弔金」を「弔慰金」に改定

平成15年５月９日慶弔規定第２条に生花１万５千円相当を追加

平成25年５月２日慶弔規定第２条　変更

平成25年５月２日慶弔規定第３条　追記

平成31年４月26日慶弔規定第１条、第4条の「役員」を「本部役員」に改正

令和4年12月13日慶弔規定第２条の「生花1万5千円相当」を「供花1基」に改定

ＰＴＡ役員候補選出方法内規

１） 本部役員及び各部長経験者の扱いについて

過去に本部役員及び運営委員を経験した会員については、本会の役員及び各学級学年の役等の選出にあたって、本人の希望があればこれを候補者から外す事ができる。

２） 免除対象者の扱いについて

未就学児がいる方及び介護、体調不良などの理由があり本部役員会において認められた会員は、選出にあたって、本人の希望があればこれを候補者から外す事ができる。

３） 役員推薦の扱いについて

PTA役員に推薦したい保護者がいる場合、PTA会員はその者を推薦することができる。

推薦を受ける時点で生徒が在籍していない新１年生の保護者においても、本人の希望がある場合、立候補を受け付けるものとする。

４） 顧問の扱いについて

・本会に顧問を置くことができる。会長が委嘱する。
・顧問は本部経験者（会長、副会長）が望ましい。
・本会の顧問は前文に該当する者のうちから運営委員会の決議を経て、会長が委嘱する。
・本会の顧問の任期は１年とする。
・会長の要請により会議に出席して意見を述べることができる。

平成12年３月21日追記
平成15年４月23日改正
平成16年３月16日改正
平成19年５月　２日改正
平成25年５月　２日改正
平成31年４月26日改正
令和２年10月28日改正
令和５年　２月　８日改正
令和５年12月20日改正
令和 8年 2月25日改定